

## 財分野及びサービス分野の生産物分類に係る御意見とその対処方針（案）

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
1	<p><b>【該当分類項目】</b>  (参考 2 15/159 頁)  ・ 暫定分類コード：060003062  ・ 分類項目名「共同住宅・長屋建住宅（部屋単位で販売するもの）」</p> <p><b>【御意見等】</b>  「分譲マンション（新築で部屋単位で販売するもの）、長屋建住宅（新築で部屋単位で販売するもの…）」とあるが、住宅着工統計では戸単位である。  部屋単位というのは戸単位ではないか。</p>	<p>○ 部屋単位は戸単位という意味である。  紛れがないよう、財分野の生産物分類の以下の詳細分類項目及び内容例示において「部屋単位」を「戸単位」に修正することとしたい。</p> <p>・ 暫定分類コード：060003062  ・ 分類項目名「共同住宅・長屋建住宅（部屋単位で販売するもの）」  ↓  (修正後)「共同住宅・長屋建住宅（戸単位で販売するもの）」</p> <p>・ 暫定分類コード：060003091  ・ 分類項目名「共同住宅・長屋建住宅（部屋単位で販売するものを除く）」  ↓  (修正後)「共同住宅・長屋建住宅（戸単位で販売するものを除く）」</p> <p>併せて、サービス分野の生産物分類における以下の詳細分類項目及び内容例示についても「部屋単位」を「戸単位」に修正することとしたい。（サービス分野の生産物分類に係る分類項目の修正については、令和 5 年度（2023 年度）までの全体の整備の中で対応する。）</p> <p>・ 暫定分類コード：681006062  ・ 分類項目名「中古共同住宅販売サービス（部屋単位で販売するもの）」  ↓  (修正後)「中古共同住宅販売サービス（戸単位で販売するもの）」</p> <p>・ 暫定分類コード：681009061  ・ 分類項目名「中古共同住宅販売サービス（部屋単位で販売するものを除く）」  ↓  (修正後)「中古共同住宅販売サービス（戸単位で販売するものを除く）」</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
2	<p><b>【該当分類項目】</b>  (参考2 18/159 頁)  ・ 暫定分類コード：06200348  ・ 分類項目名「上水道事業用施設」</p> <p><b>【御意見等】</b>  水道法の条文の語句と整合をとるため、定義・内容例示の「上水道・簡易水道事業に属する貯水<u>池</u>・取水施設、導水<u>路</u>、<u>上水</u>施設、送水<u>路</u>、配水施設」を「上水道・簡易水道事業に属する貯水<u>施設</u>、取水施設、導水<u>施設</u>、<u>浄水</u>施設、送水<u>施設</u>、配水施設」に修正されたい。</p> <p>(参考)  <b>水道法第3条</b>  8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。</p>	<p>○ 御意見のとおり、修正を行う。</p>
3	<p><b>【論点又は資料の該当箇所】</b>  (参考2 19/159 頁)  ・ 暫定分類コード：06200651  ・ 分類項目名「上水道事業用施設工事（災害復旧及び維持・補修を除く）」</p> <p><b>【御意見等】</b>  水道法の条文の語句と整合をとるため、定義・内容例示の「上水道・簡易水道事業に属する貯水<u>池</u>・取水施設、導水<u>路</u>、<u>上水</u>施設、送水<u>路</u>、配水施設の建設工事」を「上水道・簡易水道事業に属する貯水<u>施設</u>、取水施設、導水<u>施設</u>、<u>浄水</u>施設、送水<u>施設</u>、配水施設の建設工事」に修正されたい。</p>	<p>○ 御意見のとおり、修正を行う。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>※ 厚生労働省の所管するところではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定分類コード：06200654</li> <li>・ 分類項目名「工業用水道事業用施設工事（災害復旧及び維持・補修を除く）」</li> </ul> <p>についても同様</p>	<p>○ 御意見のとおり、修正を行う。</p>
4	<p><b>【論点又は資料の該当箇所】</b>  (参考2 153/159 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定分類コード：84909999</li> <li>・ 分類項目名「その他の保健衛生サービス」</li> </ul> <p><b>【御意見等】</b>  定義・内容例示に、「<u>貯水槽水道の管理の検査（保健所が行うものを除く）</u>」を追加いただきたい。</p> <p>(追加の理由)</p> <p>「貯水槽水道の管理の検査」は、水道水の水質検査と同じく水道法に位置付けられているものであり、検査項目に水質検査も含まれる。当該管理の検査を行うおよそ6割の事業者は水道水の水質検査のサービスも行っている。</p> <p>関連するものとして「建物衛生管理サービス」(92201203)に貯水槽清掃が例示されているが、当該管理の検査は貯水槽水道が衛生的に管理されているかを第三者的な立場から法令で定められた方法により検査をするものであり、貯水槽清掃とはサービスの性質が大きく異なることから、「その他の保健衛生サービス」(84909999)とすることが妥当と考える。</p>	<p>○ 御意見の趣旨については理解したため、修正を行う方向とするが、本件はサービス分野の生産物分類に係る分類項目に関する御意見であることから、修正については令和5年度（2023年度）までの全体の整備の中で対応する。</p>